

つちはし事務所通信

10

October

2014



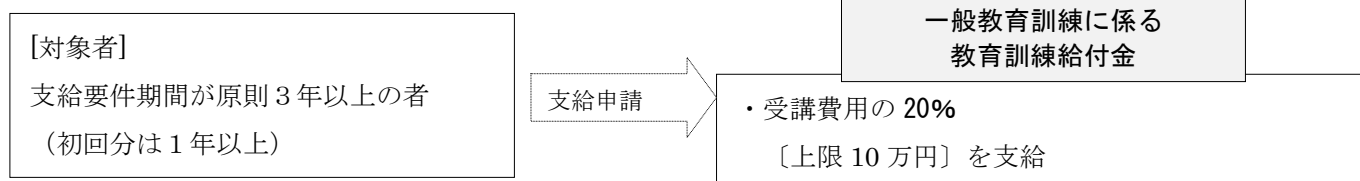
発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2014年10月1日

トピックス 10月から、雇用保険の教育訓練給付制度の改正が実施されます

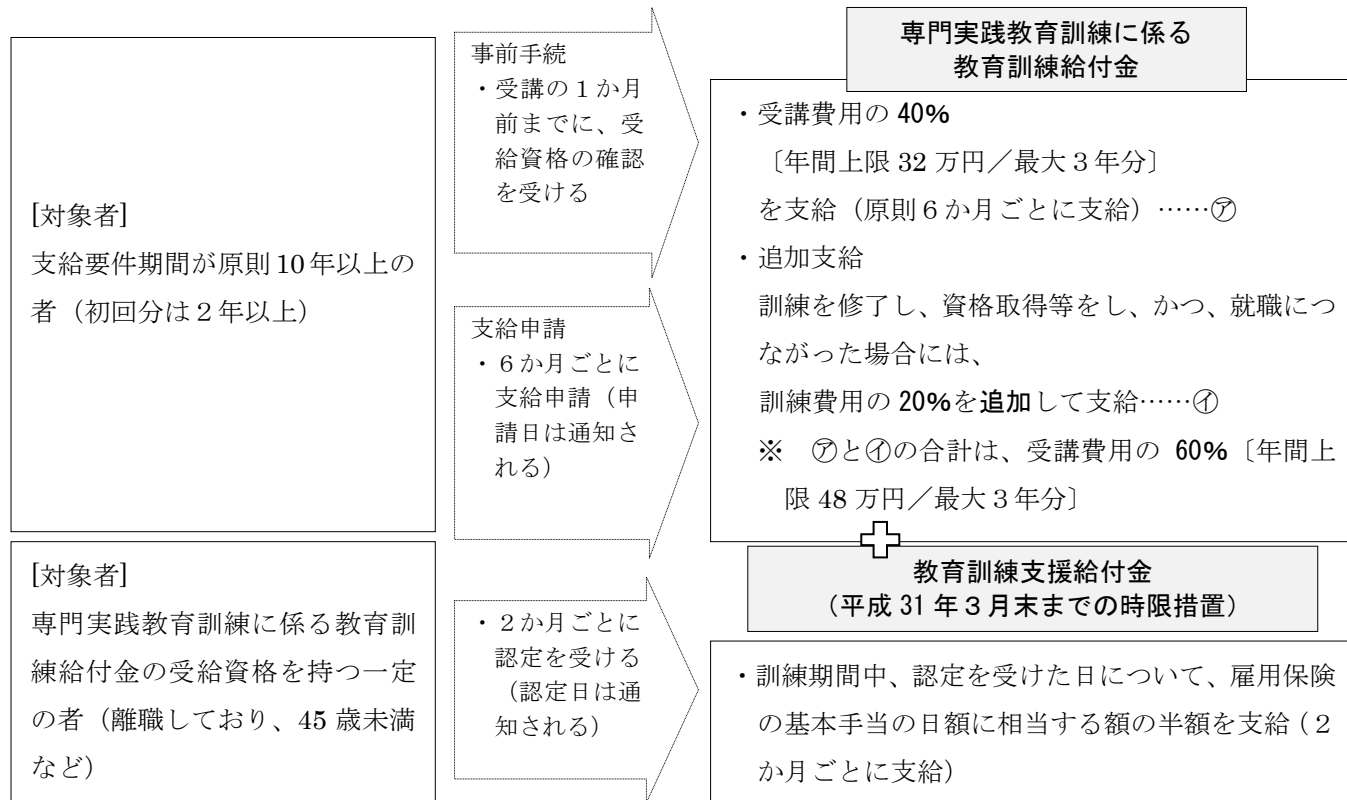
雇用保険において、働く人の能力開発、キャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、一定の要件を満たした者に対して、受講費用の一部を給付する「教育訓練給付制度」を設けられていますが、中長期的なキャリア形成を支援するため、この制度が拡充され、平成26年10月から、**最大で受講費用の60%（年間上限48万円）**を支給する「**専門実践教育訓練の教育訓練給付金**」が実施されます。また、45歳未満の離職者の方の受講中の生活を支援する「**教育訓練支援給付金**」も実施されます。

----- 改正後の教育訓練給付金制度の体系 -----

① 従来と同様の教育訓練給付金（名称は、「一般教育訓練に係る教育訓練給付金」とする）



② 拡充（「専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設）



☆平成26年10月から、「専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金」、「教育訓練支援給付金」が追加されますが、専門実践教育訓練として指定される講座は、業務独占資格・名称独占資格〔看護師、介護福祉士など〕の取得を目指す養成施設の課程、工業・医療・商業実務などの専門学校の職業実践専門課程などに限られています。

なお、従来の教育訓練給付金は「一般教育訓練に係る教育訓練給付金」として引き続き実施されます。こちらの方が身近な制度といえますね。

平成26年度の徳島県地域別最低賃金額は、時間額666円から679円に変更となり、平成26年10月1日から適用されます。全国のおもな最低賃金額は、以下のとおりです。（括弧書きは平成25年度額）

地域	最低賃金時間額		発効年月日	地域	最低賃金時間額		発効年月日
東京	888	(869)	平成26年10月1日	徳島	679	(666)	平成26年10月1日
愛知	800	(780)	平成26年10月1日	香川	702	(686)	平成26年10月1日
大阪	838	(819)	平成26年10月5日	愛媛	680	(666)	平成26年10月12日
兵庫	776	(761)	平成26年10月1日	岡山	719	(703)	平成26年10月5日
和歌山	715	(701)	平成26年10月17日	福岡	727	(712)	平成26年10月5日

----- 最低賃金とは？ -----

- ① 働くすべての人が対象となります。年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなども含みます。
- ② 都道府県ごとに決められており、毎年改定されます。
- ③ 地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があります。両方が同時に適用される場合、高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

※特定(産業別)最低賃金が適用される産業は、①造作材・合板・建築用組立材料製造業、②はん用機械器具製造業、業務用機械器具等製造業、③電子部品・デバイス・電子回路、情報通信機械器具等製造業、です。

- ④ 最低賃金未滿の労働契約は無効です。地域別最低賃金の不払いは50万円以下の罰金が科されます。
- ⑤ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象です。

----- 最低賃金額以上になっているか確認してみましょう！ -----

- ① 時間給の場合 → 時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合 → 日給 \div 1日所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合は、
日給 \geq 最低賃金額(日額)
- ③ 月給の場合 → 月給 \div 1ヶ月所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

最低賃金の計算等で不明な場合など、詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。



あとがき◆つちはし事務所より

☆ぎりぎりでの告知となってしまいましたが、徳島県の最低賃金がこの10月1日から679円に変わります。今までの666円からいきなり13円も上がりますので、基本給等が低い人がいる場合は最低賃金以下になっていないか、確認をお願いいたします。通勤手当や皆勤手当を含めずに118,000円以下の賃金の場合は、最低賃金を下回っている可能性がありますので要注意です。また、宿直手当などで、最低賃金の減額の特例許可をもらっている場合も、新しい最低賃金額に減額率を乗じた額となりますので、宿直手当の見直しをお願いします。

☆最近、お客様とお話ししていて増えたなあ～と感じるのが「求人しても人が来ない」「人が採用できない」というお悩み。2～3年前までの人余りの求職難という時代から、いきなり人が足りない求人難時代へと潮目が変わった感覚です。いい人を取るには、どのような勤務条件や賃金体系にすればいいか、せっかく採用した人がすぐに辞めるような職場にしないためには、何に力を入れるべきか。会社を活性化し業績を上げるために、いい人を集め、いい職場作りを競い合う時代の到来。「うちの事務所が、もっとお役に立てる時代が来たな」と、秘かに思っています。働きがいのある職場づくりについて、お悩みがございましたら、つちはし事務所までお問い合わせください。